

岐阜県公報

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(森林保全課) 四八九

告示

岐阜県告示第四百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市高鷲町鮎立字桑ヶ洞一五六八から一五七〇まで、一五七一の二、一五七二の二、一五七二の二、字下風穴一五八〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。(一)

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和四年十二月十三日

岐阜県告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町桜洞字いら洞一六八九の三七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町黒川字丸山六八〇一、六八六一、六八八七、六八九〇、六八九四、六九〇〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町黒川字榎木五九九四の一、五九九五の一、五九九七の一から五九九七の三まで、五九九七の六、五九九七の七、六〇〇四の一、六〇〇四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字榎木五九九四の一・五九九五の一・五九九七の二・五九九七の七（以上四筆

について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
森林保全課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和四年十二月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社